

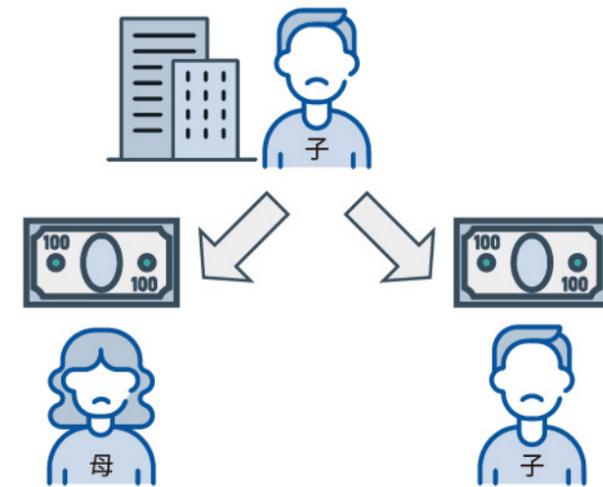


CHECK

相続財産を分割する方法

- 代償分割
- 現物分割
- 換価分割
- 共有分割

遺産の分割に当たって共同相続人のうち
特定の者が被相続人の遺産の多くを取得し、
その代償として自己の固有財産を
他の相続人に支払う方法
現物分割が困難な場合に行われる





CHECK

代償分割の設例

- 相続人が自宅に住み続ける場合
- 事業用不動産を相続する場合
- 非上場株式を相続する場合

- 代償分割によって取得した財産は相続税の課税対象
- 代償財産として渡したものが、不動産などの譲渡所得の課税対象となる資産の場合は、譲渡所得の課税対象
- 遺産分割協議書に金銭の譲渡が代償分割によるものだと記載がないと贈与とみなされ贈与税の対象になる



問題点

代償分割の問題点

- 相続人が代償分割する資金不足



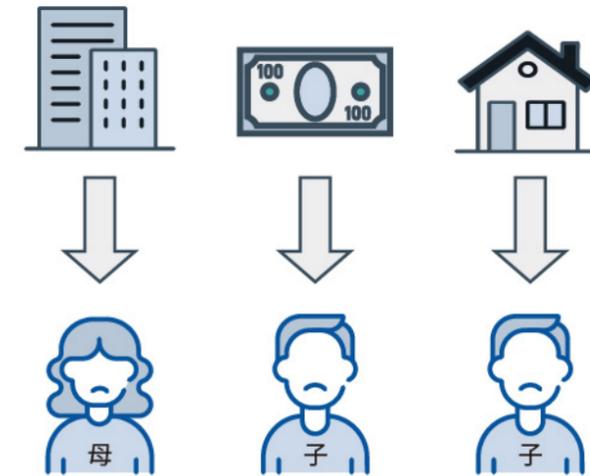
CHECK

代償分割の準備

- 生命保険の活用
- 賃貸不動産の贈与
- 不動産管理会社の活用
- 役員報酬の増額など

遺産そのものを分割する

土地であれば、分筆の手続きをとり、
各相続人それぞれの名義で登記を行う

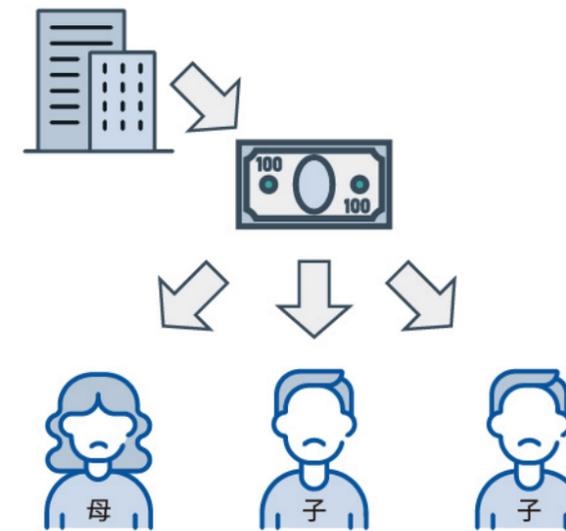


遺産を売却して売却代金を相続人で分割する方法

最も平等に分割できる方法

被相続人と同居していた場合は

同居人は次に住む家を探す必要がある



不動産などを共有名義にする方法
所有区分を遺産分割の割合に応じて分割
共有後、売却する場合は全員の承諾が必要
相続が発生すると所有者が
増えることになり手続きが煩雑になる

